

午後2時00分～

会 場 第6委員会室

市長記者会見資料

- 1 台風第19号の被害と対応状況
- 2 26市初の「公文書の管理に関する条例」を制定
～「歴史的に価値ある公文書」も知的資源として利用
- 3 「学校給食センター条例」を制定
～令和2年度（2020年度）に南大沢・元八王子地域で配食開始

台風第19号の被害と対応状況

10月12日（土）に接近し、関東・甲信越地方へ大きな被害を残した台風第19号。本市の現時点における被害状況を取りまとめた内容と、市の対応状況について報告します。

1 主な被害

- (1) 人的被害 なし
(2) 物的被害（11月11日現在）

被害種別	件数
土砂災害	161件
溢水・越水等	58件
道路冠水	93件
倒木	39件
橋崩落	1件
家屋被害（計148件）	
全壊	10件
大規模半壊	3件
半壊	6件
一部損壊（準半壊）	36件
一部損壊（10%未満）	93件
その他	373件

- (3) 停電 なし
(4) 断水 1件（戸吹町）

※このほか、上恩方町において、簡易水道施設が被害を受けたことによる断水あり。

<問い合わせ> 生活安全部防災課長 菅野 電話042-620-7207

2 市の対応状況について

(1) 被災者相談窓口の設置

り災証明・被災証明の申請や災害ごみ・土砂の処分方法の問い合わせ窓口の紹介のため、被災者相談窓口を設置した。（相談人数・件数は11月18日現在）

	相談人数	件数
窓 口	128人	188件
電 話	310人	400件
計	438人	588件

<問い合わせ> 総合経営部広聴課長 櫻田 電話042-620-7411

(2) 災害義援金の受付

10月17日から、被災者への支援を行うために、市独自の災害義援金の受付を始めた。市内35か所に募金箱を設置したほか、振込用の義援金口座を開設している。また、市内で開催されるイベントでも募金箱の設置をすすめている。

今後、義援金配分委員会で配分額を確定し、全額被災者へ配分する。

八王子市義援金の受付状況（11月20日現在）：6,263,148円

<問い合わせ> 福祉部福祉政策課長 井上 電話042-620-7240

(3) 補正予算（10月28日付市長専決処分）

21億7千329万円

<一般会計>

内容	金額
被災した住宅の応急修理などの被災者支援に要する経費	1億3千万円
農地・農業用施設の復旧に要する経費 (高月町・下恩方町・上恩方町 圃場復旧)	6億8千万円
道路・橋りょう等の土木施設の復旧に要する経費	9億6千万円
小・中学校等の教育施設の復旧に要する経費	9千万円

<下水道事業特別会計>

内容	金額
下水道施設の復旧に要する経費	9千万円

<問い合わせ> 財務部財政課長 小澤 電話042-620-7349

3 その他

災害ボランティアセンター

八王子市社会福祉協議会へ要請を行い、10月19日から災害ボランティアセンターを開設。ボランティアを受け付け、被害の多かった浅川、恩方地域で敷地内への土砂の流入などでお困りの方への支援活動をしていただいた。

ボランティアの参加人数（11月14日現在）：延1,481人

<問い合わせ> 福祉部福祉政策課長 井上 電話042-620-7240

26市初の「公文書の管理に関する条例」を制定

「歴史的に価値ある公文書」も知的資源として利用

市が保有する公文書を市民共有の知的資源として利用できるよう、公文書の管理に関する基本的事項を「公文書の管理に関する条例」（以下「条例」という。）に定め、歴史的に価値ある公文書を含めた公文書の整理、保存等を図る。役場文書のように歴史的に価値ある公文書の利用については、情報公開請求によらずに市民がより簡便な方法で利用できる規定を設ける。

条例は、11月29日に開会する第4回市議会定例会において、審議され、令和2年（2019年）4月1日からの施行を予定している。条例制定は、26市で初めてとなる。

1 条例制定の背景

（1）規程の統一化

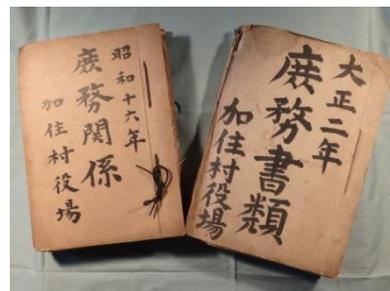
各実施機関で定めていた文書取扱規程等の統一化を図る。

（2）情報公開の総合的な推進

「公文書の適正な管理」を条例として明文化し、情報公開制度の基盤となる公文書管理制度を充実させる。

（3）市制100周年記念事業の市史編さんで活用した公文書の利用

歴史的に価値ある公文書を条例に定義し、適切な保存及び利用等を明文化。市史編さんで整理した役場文書を、歴史的に価値ある公文書として利用できるようにする。



◆歴史的な資料を利用しやすく

2 条例の主な内容（別紙の条例（案）参照）

（1）実施機関（第2条第1項）

市長、各行政委員会、議会

（2）作成義務（第4条）

実施機関の職員は、経緯を含めた意思決定に至る過程なども含め、公文書を作成する。

（3）歴史的に価値ある公文書の取扱い（第8条～第12条）

歴史的に価値ある公文書の目録を作成し、一般の利用に供する。その目録に登録されている歴史的に価値ある公文書の利用については、申出書の提出により、個人情報などが記録されているものを除き、その場で閲覧することができる。

（4）公文書の管理等の状況の公表の義務（第18条）

毎年度、実施機関の公文書の管理の状況を公表し、歴史的に価値ある公文書については、保存及び利用の状況を公表する。

「学校給食センター条例」の制定

令和2年度（2020年度）に南大沢・元八王子地域で配食開始

全ての中学生に温かい給食を提供するため、平成29年度（2017年度）から給食センターの整備事業を進めている。今年度中に2か所の整備工事を完了し、来年4月からの配食開始に向けて、準備を行う。

今回、この2か所の給食センターを設置するため、名称、位置等について定める「学校給食センター条例」を、11月29日に開会する第4回市議会定例会に上程する。

1 施設の概要

名称	位置	構造	建築面積	延床面積	調理能力
学校給食センター 南大沢	南大沢三丁目 20番地	鉄骨造 地上2階	約1,100 m ²	約1,700 m ²	2,500 食
学校給食センター 元八王子	叶谷町1594 番地1	鉄骨造 地上2階	約1,400 m ²	約1,800 m ²	2,500 食

2 事業費（平成30年度（2018年度）～令和元年度（2019年度））

（1）南大沢 14億9千万円（実施設計及び整備工事）

（2）元八王子 15億7千万円（実施設計及び整備工事）

3 給食提供校

（1）南大沢（5校）

由木中学校、松が谷中学校、宮上中学校、別所中学校、松木中学校

（2）元八王子（6校）

長房中学校、元八王子中学校、四谷中学校、城山中学校、恩方中学校、加住小中学校

4 給食センターの完成予想図



◆南大沢



◆元八王子

5 整備計画

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
南大沢		整備	● 4月から 配食開始			
元八王子		整備	● 4月から 配食開始			
元横山			整備	● 9月から 配食開始		
檜原			整備			● 配食開始

<問い合わせ> 学校教育部学校給食施設整備担当課長

小林 電話042-620-7483